

稚内市地方創生市民会議開催要綱

(趣旨)

第1 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進・検証に当たって、幅広い分野の関係団体等と意見交換を行うため、稚内市地方創生市民会議（以下「市民会議」という。）を開催する。

(意見交換事項)

第2 市民会議は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の推進・検証に関すること。

(構成)

第3 市民会議は、稚内市地方創生本部及び別表に掲げる関係団体等をもって構成する。

(会議)

第4 市民会議は、市長が開催する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、市民会議を構成する関係団体等以外の者に市民会議に出席することを求めることができる。
- 3 市民会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第5 市民会議の庶務は、企画調整課において処理する。

(市民会議の運営)

第6 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

別表（第3関係）

稚内商工会議所
稚内漁業協同組合
宗谷漁業協同組合
稚内機船漁業協同組合
北宗谷農業協同組合
稚内市建友会
稚内観光協会
稚内開発建設部
宗谷総合振興局
育英館大学
稚内大谷高等学校
稚内信用金庫
北海道銀行稚内支店
北洋銀行稚内支店
連合北海道稚内地区連合会
エフエムわかかない
稚内市社会福祉協議会
稚内市町内会連絡協議会
稚内市教育委員会
稚内市男女共同参画推進委員会
稚内青年会議所